

## 「協力医療機関に関する届出書」の提出について

令和6年度介護報酬改定に伴い、下記対象となるサービス事業所は、1年に1回以上、協力医療機関と入居者の急変時等における対応を確認し、当該医療機関の名称や取り決めの内容等を指定権者に届け出ることが義務付けられました。

### 1 対象となるサービス（※は老人福祉法上の規定によるもの）

- ・ 特定施設入居者生活介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院
- ・ 特別養護老人ホーム（※）
- ・ 養護老人ホーム（※）
- ・ 軽費老人ホーム（※）

### 2 提出書類

- (1) 協力医療機関に関する届出書（別紙1又は別紙3）
- (2) 協力医療機関との協力内容がわかる書類（協定書の写し等）

### 3 提出先

持参，郵送又はメールにて保健福祉部 保健福祉総務課 介護事業者指導グループ

### 4 提出期限

各年度2月28日まで

### 5 留意事項

協力医療機関を確保できていない場合は、経過措置の期限内に確保するための計画を併せて届け出る必要があります。当該届出書の提出に関して経過措置期間はありませんのでご注意ください。

### 6 その他

届出書の様式やその他留意事項につきましては、本市ホームページ「ID\_1036015」をご覧ください。